

地た市病事第35号

地方独立行政法人たつの市民病院機構診療材料等物品調達管理業務の委託について、一般競争入札により契約の相手方の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年10月20日

地方独立行政法人たつの市民病院機構
理事長 大井 克之

1 業務の概要

(1) 業務名称

地方独立行政法人たつの市民病院機構診療材料等物品調達管理業務委託

(2) 業務内容

地方独立行政法人たつの市民病院機構診療材料等物品調達管理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。

(3) 履行場所

たつの市御津町中島 1666 番地 1 たつの市民病院

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

2 事業者の選定方法

最低の価格で見積もりした者を第一交渉権者とする。見積書には別紙「診療材料納品リスト」に単価(B)を記入し、①診療材料費(5年合計金額・税抜)及び②委託料(5年合計金額・税抜)を記入し、③総合計(①+②)を記載すること。

※第一交渉権者は見積書記載金額(③総合計)で決定します。

※委託料の契約金額は、「②委託料」の金額とします。

※「診療材料納品リスト」は、参加希望業者のみに送付します。送付希望の場合は、法人事務局 経理課まで連絡ください。

※診療材料費については、単価契約とし、「①診療材料費」を基に受注者と交渉の上、契約単価を決定します。

※「診療材料納品リスト」の5年予定数量を(A)とする。

※単価(B)には、規格の入数に合わせた単位の金額を記載すること。

※別紙 業務委託見積書を提出すること。

※契約締結日までに別紙 診療材料納品リストの内訳書(契約版)を提出すること。

3 参加資格

申請者は以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) たつの市又は兵庫県から指名停止を現に受けている者でないこと。
- (2) 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税及び法人事業税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 参加時点で、本院と同程度の診療科目を有し、一般病床数が 100 床以上の公立または地方独立行政法人の病院において、継続して 3 年以上の物品管理・物流管理経験の受託実績を有する者であること。
- (6) 参加時点で、高度管理医療機器等販売業貸与業可証、医薬品販売業許可証、医療機器修理業許可証を有する者であること。

4 参加手続等

(1) 担当部署

地方独立行政法人たつの市民病院機構 法人事務局 高田
住所：〒671-1311 兵庫県たつの市御津町中島 1666 番地 1
[TEL:079-322-1121](tel:079-322-1121)（代表） FAX:079-322-1124
E-mail: bid@tatsuno-shiminbyoin.jp

(2) 実施要項等の配布期間および方法

入札等の作成に必要な実施要項等を地方独立行政法人たつの市民病院機構 法人事務局が提供する。

ア 配布期間 令和 7 年 10 月 20 日（月）から令和 7 年 10 月 27 日（月）まで。

イ 配布方法 たつの市民病院ホームページからダウンロード

(3) 実施要項等の質問及び回答

実施要項 7 の「質問の受付及び回答」のとおり。

(4) 参加要領

実施要項 6 の「参加申込手続き」を行った後、同要項 9 の「入札書等の提出」により作成した入札書等を、令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 3 時までに、担当部局に提出する。

(5) 開札の場所および日時

日時：令和 7 年 11 月 25 日（火）午後 1 時 00 分
場所：たつの市民病院 2 階 小会議室（予定）

※立会い希望がある場合のみ、入札書提出日までに担当部局メールアドレスへご連絡ください。

(6) 入札結果の通知

開札の結果は、開札翌日にたつの市民病院ホームページにて公開します。

※ 2 に規定する交渉権者には、後日、連絡させていただきます。

5 契約交渉権者および契約価格の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な見積書の提出を行った者を交渉権者とする。

その者が複数の場合は、見積価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低の価格で見積もりした者を第一交渉権者（同価格の見積もりが複数あった場合は、くじ引きにより交渉順位を決定する。）とし、契約価格を交渉により決定する。第一交渉権者には、交渉権決定後、直ちに交渉日時を通知する。交渉場所は当院とし、第一交渉権者からの交渉出席者は2名までとする。ただし、交渉が不調となり、契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができるものとする。

●担当者（問い合わせ先）●

地方独立行政法人たつの市民病院機構

法人事務局 高田

電話：079-322-1121(代表) F A X：079-322-1124

メール：bid@tatsuno-shiminbyoin.jp